

10. 母子保健

妊産婦・乳幼児の健康保持増進を目的に、受胎から幼児の成長に至る一連の過程を対象として、母子保健事業を実施している。

具体的には、妊娠届の受理、母子健康手帳の交付、母親学級・両親学級、健康診査、医療費助成、訪問指導等、母子保健に係る各種の業務に積極的に取り組んでいる。

[1] 妊娠届出状況（母子保健法第15条）

母子保健施策の推進に資するため、妊娠の届出を受けている。

（単位：人）

区分 年度	総数	妊 婦 週(月) 数					
		満11週以下 (3か月以下)	満12～19週 (4～5か月)	満20～27週 (6～7か月)	満28週以上 (8か月以上)	分娩後 (※)	不明
21年度	2,310	2,074	186	25	9		16
22年度	2,340	2,102	188	29	11		10
23年度	2,533	2,289	190	25	17	3	9
24年度	2,753	2,521	180	28	10	5	9
25年度	2,740	2,540	144	25	14	5	12

(※) 平成23年度から集計。

[2] 母子健康手帳の交付（母子保健法第16条）

（単位：件）

母子の健康管理の一助として妊娠届出の際、母子健康手帳を交付している。併せて母親学級のお知らせ、妊婦健診受診票等が入っている「母と子の保健バッグ」を交付している。

また、保健所で実施している母子保健事業等をまとめたパンフレット「ハロー赤ちゃん」を配付している。

区分 年度	件数
21年度	2,323
22年度	2,355
23年度	2,544
24年度	2,763
25年度	2,759

(注) 双子等（2人目以降）の交付を含む。

[3] 母親学級・両親学級（父親学級）（母子保健法第9条）

母親学級は、妊婦を対象に、母性の保護や出産・育児に関して正しい知識を身につけてもらうため、3回制の講座を設けて啓発事業を実施している。具体的には、妊娠中の生理や栄養の問題、お産の準備や産後の生活、沐浴実習、そして保育方法等についての指導を行なっている。また、歯科衛生指導並びに歯科健診を実施し、妊婦の健康管理に役立てている。

両親学級は、母体の健康と児の養育を父母共同の責任としてとらえ、父親としての役割を学ぶことを目的としている。具体的には、父親としての心構え、妊婦体験、沐浴実習等についての指導を行なっている。

□事業実績

年 度	区 分	母 親 学 級（平日）			両 親 学 級（休日）	
		実施回数 （回）	実人数 （人）	受講者数 （人）	実施回数 （回）	受講者数 （人）
21年度		50	480	1,185	12	639
22年度		50	498	1,248	11	658
23年度		52	560	1,175	12	732
24年度		48	391	1,049	16	883
25年度		48	404	1,084	16	860
	池 袋	30(10コース)	297	782	16	860
	長 崎	18(6コース)	107	302		

（注）両親学級は、平成17年度から池袋保健所・長崎健康相談所合同にて休日午後に池袋で実施。24年度より、午後に加え午前の実施も追加している。

[4] 妊婦健康診査(母子保健法第13条)

(1) 妊婦健康診査

異常分べんや心身障害児発生の予防、母性保護等母子保健増進の観点から、妊婦を対象に、前期(妊娠23週まで)、後期(妊娠24週以降)の各1回、公費負担の健康診査を実施していたが、平成20年度から公費負担回数を最大14回まで増やし、公費負担となる検査項目の見直しを行なった(東京都内の契約医療機関業務委託)。

□ 妊婦健康診査実施状況(医療機関委託)

【1回目】

(単位：人)

区分 年度	受診票受理数	所見内訳(延数)					区市町村への連絡 事項内訳(延数)			
		認め 常 ないを	症妊 娠 候高 血 群圧	貧 血	糖 尿	そ の 他	要訪 問 す指 導 るを	治当 療院 指に 導て	要 精 密	そ の 他
21年度	2,061	1,908	1	75	6	84	0	794	10	5
22年度	2,170	1,998	6	72	5	91	1	997	4	5
23年度	2,294	2,113	0	66	5	111	3	1,036	17	5
24年度	2,493	2,345	1	37	4	106	1	1,100	9	7
25年度	2,505	2,388	3	39	7	76	5	1,094	8	10

(注) 都内転出は発行地で公費負担。

【2回目以降】

(単位：人)

区分 年度	受診票受理数	所見内訳(延数)					区市町村への連絡 事項内訳(延数)			
		認め 常 ないを	症妊 娠 候高 血 群圧	貧 血	糖 尿	そ の 他	要訪 問 す指 導 るを	治当 療院 指に 導て	要 精 密	そ の 他
21年度	19,411	17,493	37	803	75	1,064	11	9,687	58	49
22年度	20,218	18,387	39	836	98	884	17	10,329	98	88
23年度	20,593	18,926	26	628	133	912	17	10,718	108	130
24年度	22,427	20,786	22	604	133	955	21	11,916	80	133
25年度	23,764	22,168	24	544	156	993	18	12,798	99	121

(注) 平成20年度から、2~14回目。都内転出は発行地で公費負担。

(2)妊婦超音波検査（母子保健法第13条）

平成8年10月から、出産予定日現在満35歳以上の妊婦を対象に、妊婦健康診査（妊娠後期）の検査項目に超音波検査を加え、妊婦が安心して妊娠・出産をするための環境づくりを図っている。（東京都内契約医療機関業務委託）

平成21年度から年齢制限を廃止し、すべての妊婦に対し超音波検査1回分の費用を助成している。

□妊婦超音波検査実施状況

（単位：人）

年度	区分	受診票受理数	総合判定結果 内訳（実数）			区市町村への連絡事項 内訳（延数）				
			異常なし	その他		不明	要 訪 問 指 導 を す る	経 治 過 療 観 察 は	要 精 密	そ の 他
				疑 い	あ り					
21年度		1,355	1,287	55	13	0	0	555	3	5
22年度		1,395	1,338	43		14	4	667	2	7
23年度		1,582	1,492	60		30	1	764	1	12
24年度		1,800	1,699	47		54	2	884	1	7
25年度		1,914	1,819	48		42	6	936	0	5

（注）総合判定結果のうち、平成22年度から「疑い」と「あり」が「その他」に統一して分類されるようになった。

[5] 里帰り等妊婦健康診査助成事業

平成20年度から、東京都内契約医療機関以外の医療機関又は助産所で健康診査を受診した妊婦に対し、費用の一部を助成する制度（里帰り等妊婦健康診査助成）を開始した。

□里帰り等妊婦健康診査助成事業

（単位：人）

年度	区分	助成人数	内 訳		
			里 帰 り	助 産 所	特 例（※）
21年度		396	343	42	11
22年度		395	362	33	0
23年度		476	439	37	0
24年度		487	450	37	0
25年度		446	416	30	0

（※）平成20年度途中から14回となったため、4～7月の間に助成を受けられなかった人に対して特例措置を設けた。

[6] 妊産婦・新生児訪問指導

(1) 妊産婦訪問指導（母子保健法第17条）

妊産婦訪問指導は、妊婦及び産後1年を経過しない産婦を対象に家庭訪問し、日常生活等の指導を行なうとともに、異常の発生防止、早期発見に努めている。産婦訪問指導は新生児訪問時に合わせて行なっている。

なお、妊婦訪問に当たっては、妊娠・分べんに際し異常の予測される者（若年・高年初産婦・妊娠高血圧症候群等）や特定妊婦を重点に行なっている。

（注）特定妊婦とは、妊婦健診未受診者や胎児ネグレクトが疑われる者をいう。

□妊婦・産婦訪問状況 (単位：人)

年度	区分	妊 婦	産 婦
		妊婦訪問 (実人数)	産婦訪問 (実人数)
21年度		7	1,532
22年度		7	1,699
23年度		23	1,727
24年度		25	1,772
25年度		10	1,950
	池 袋	8	1,354
	長 崎	2	596

(2) こんにちは赤ちゃん事業 (豊島区こんにちは赤ちゃん事業実施要綱)

①乳児家庭全戸訪問事業 (児童福祉法第6条の3)

平成20年度からこんにちは赤ちゃん事業として生後4か月を迎えるまでの乳児のいるすべての家庭に訪問し、子育てに必要な情報提供等の育児支援及び母性や乳児に対する健康の保持増進に努め、家庭の孤立化を防ぎ健全な育児環境の確保を図ることを目指している。

②新生児訪問指導 (母子保健法第11条)

生後28日未満 (里帰り出産等により訪問が困難なときは生後60日まで) の新生児を対象に保健師・指導員(助産師)が家庭訪問し、疾病予防、発育、栄養、環境等について、保護者に適切な指導を行なうとともに異常の早期発見、治療等について指導している。

□区内赤ちゃん訪問実績 (単位：人)

年度	区分	出生数 (※)	赤ちゃん訪問	訪問率 (%)	訪問職種内訳		新生児 訪問指導 (再掲)
					保 健 師 実訪問数	指 導 員 実訪問数	
21年度		1,769	1,440	81.4	153	1,287	340
22年度		1,770	1,592	89.9	323	1,269	359
23年度		1,836	1,653	90.0	349	1,304	328
24年度		1,914	1,718	89.8	305	1,413	300
25年度		2,025	1,917	94.7	372	1,545	263
	池袋		1,336		214	1,122	164
	長崎		581		158	423	99

(※) 出生数は、年度当初の概数値である。

③里帰り訪問

他自治体から当区内に里帰りしている乳児のいる家庭への訪問を必要に応じ、実施している。

□里帰り訪問実績 (単位：人)

年度	区分	保健師実訪問数	指導員実訪問数
23年度		10	31
24年度		5	31
25年度		10	23
	池袋	3	15
	長崎	7	8

④未熟児訪問指導（母子保健法第19条）

出生体重2,000グラム未満等身体の機能が未熟なまま出生した児を対象に、保健師が訪問指導を実施している。

□未熟児訪問実績 (単位：人)

年度	区分	未熟児訪問指導
21年度		20
22年度		27
23年度		19
24年度		34
25年度		33
	池袋	19
	長崎	14

[7] 妊産婦・乳幼児保健指導（母子保健法第10条）

経済的理由により保健指導（定期健診）を受け難い妊産婦・乳幼児に対して、医療機関での定期健診を無料で必要な指導を受けられるように保健指導票を交付している。

(単位：件)

年度	区分	受診件数	内訳		
			妊婦	乳児	産婦
21年度		107	91	9	7
22年度		101	84	9	8
23年度		75	61	7	7
24年度		144	119	13	12
25年度		99	87	6	6

[8] 先天性代謝異常等検診（母子保健法第13条）（東京都事業）

フェニルケトン尿症等の先天性代謝異常症は、発見が遅れると心身障害をおこすおそれの高いもので、早期新生児についてごく微量の血液検査（マス・スクリーニング検査）を実施し、異常を早期に発見し、早期治療に結びつけることにより後の治療と障害の発生防止を行なっている。

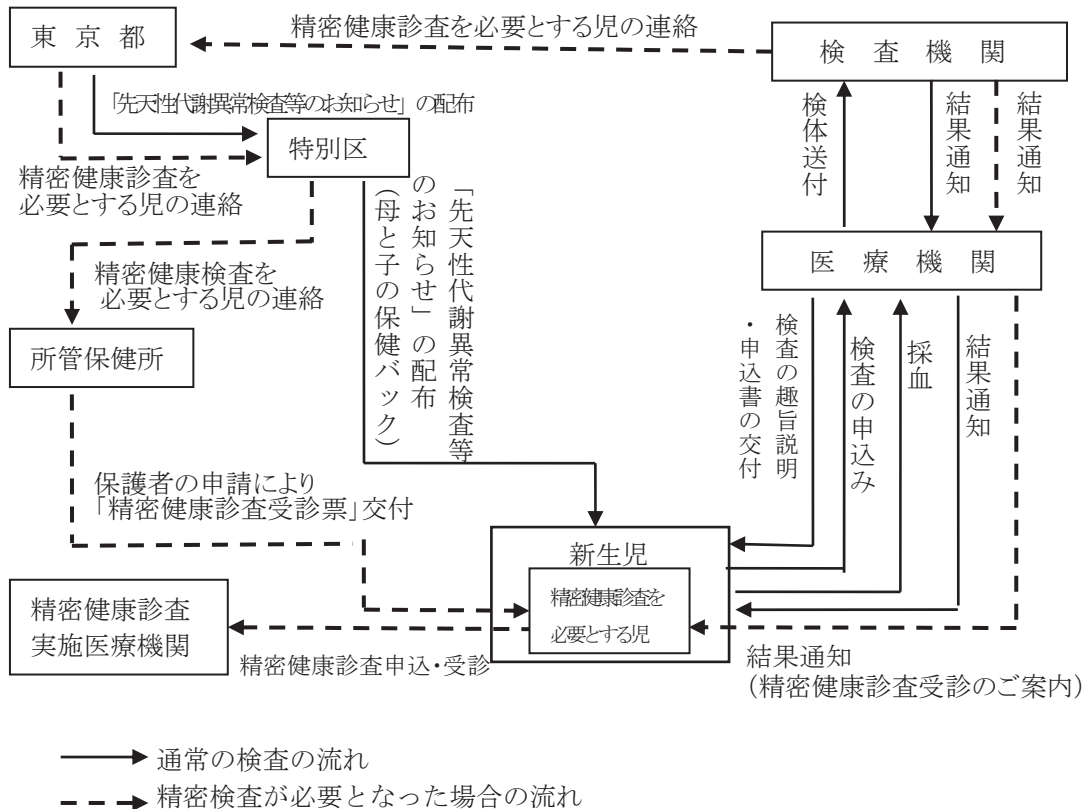
検診の結果、異常と認められた場合は、専門医療機関で精密検査を受けられるように指導し精密検査の結果、治療が必要な方には公費負担の制度が適用される。

東京都では、平成24年4月1日から、タンデムマス法検査を導入することにより、対象疾患が6疾患から19疾患となった。

(1) 検査対象の疾病

- 〈アミノ酸代謝異常〉 フェニルケトン尿症、メープルシロップ尿症（楓糖尿症）、ホモシスチン尿症、シトルリン血症1症、アルギニノコハク酸尿症
- 〈有機酸代謝異常〉 メチルマロン酸血症、プロピオン酸血症、イソ吉草酸血症、メチルクロトニルグリシン尿症、ヒドロキシメチルグルタル酸血症（HMG血症）、複合カルボキシラーゼ欠損症、グルタル酸血症1型
- 〈脂肪酸代謝異常〉 中鎖アシルC₆ A脱水素酵素欠損症（MCAD欠損症）、極長鎖アシルC₆ A脱水素酵素欠損症（VLCAD欠損症）、三頭酵素／長鎖3-ヒドロキシアシルC₆ A脱水素酵素欠損症（TFP/LCHAD欠損症）、カルニチンパルミトイルトランスフェラーゼ1欠損症（CPT-1欠損症）
- 〈糖質代謝異常〉 ガラクトース血症
- 〈内分泌疾患〉 先天性甲状腺機能低下症（クレチン症）、先天性副腎過形成症

(2) 検査システム



[9] 乳幼児健康診査

(1) 乳児健康診査

3～4か月児健康診査（母子保健法第13条）

生後3～4か月の乳児を対象として、健康診査及び、保健指導を行ない、健康診査の結果異常が認められる乳児に、精密健康診査を実施している。また、健診と別日に栄養士（13. 栄養指導 [1] 一般栄養指導 集団栄養指導実施状況・内訳（P. 140））・歯科衛生士（12. 歯科保健 [2] 歯科集団指導 (1) 乳児健診集団指導（P. 135））による保健指導を行なっている。

□3～4か月児健康診査実施状況

（単位：人）

区分 年度	対 象 者 数	受 診 者 数	受 診 率 （ ％ ）	有 所 見 者 数	所 見 内 訳（延数）												精 密 健 康 診 査 受 診 票 交 付 （ 延 数 ）
					発 育	皮 膚	頭 部	顔 面 口 腔	眼	耳 鼻 咽 喉	胸 部 腹 部	鼠 径 外 陰	背 部	四 肢	発 達 神 経 他	そ の 他	
21年度	1,826	1,731	94.8	446	67	158	11	3	8	8	52	23	2	54	117	11	53
22年度	1,882	1,763	93.7	399	89	123	12	4	13	16	29	29	1	46	77	15	62
23年度	1,904	1,850	97.2	405	105	126	13	10	4	10	42	36	4	33	84	14	45
24年度	1,966	1,898	96.5	406	85	109	4	4	14	12	30	22	3	32	131	9	45
25年度	2,036	1,926	94.6	442	76	138	18	11	8	17	39	42	4	42	106	22	56
池袋	1,442	1,372	95.1	331	62	88	17	11	4	16	26	36	3	30	88	15	44
長崎	594	554	93.3	111	14	50	1	0	4	1	13	6	1	12	18	7	12

□3～4か月児精密健康診査実施状況

（単位：人）

区分 年度	受 診 票 発 行 数	結 果 把 握 率 （ ％ ）	結 果 把 握 数	依 頼 内 容 内 訳（延数）																			そ の 他				
				内科的				皮膚科的		眼科的			耳鼻科的		外科的		泌尿器科的			整形外科的							
				体 重 増 加 不 良	心 雑 音	特 異 顔 貌 ・ 変 質 徴 候	神 経 学 的 異 常 れ	発 達 の 遅 れ	そ の 他	母 斑	そ の 他	斜 視	眼 脂 ・ 流 涙	そ の 他	外 耳 奇 形	そ の 他	鼠 径 へ ル ニア	そ の 他	停 留 鞏 丸 ・ 移 動 鞏 丸	陰 の 水 腫	そ の 他	股 関 節 の 異 常		内 反 足	そ の 他 の 四 肢 の 異 常	斜 頸	胸 郭 の 異 常
25年度	56	102	57	2	4	0	0	1	2	3	1	0	0	0	2	1	4	6	2	1	21	1	2	0	0	2	2

（注）年度内に結果を把握できた受診票について集計する。受診票発行数とは一致しない。

(2) 6～7か月児及び9～10か月児健康診査（母子保健法第13条）

乳児の健康保持増進について、より一層の徹底を図るため、3～4か月児健診時に健康診査受診票を配付し、医療機関に委託して下記のとおり健康診査を実施している。

□6～7か月児健康診査実施状況

（単位：人）

区分 年度	対象者数	受診者数	受診率（％）	結果通知受理状況							
				総合判定（実数）				今後の指導（延数）			
				問題なし	問題あり	疑い	不明	で受診医療機関実施	区で実施	他機関管理中	その他
21年度	1,826	1,531	83.8	1,427	53	48	3	987	20	31	0
22年度	1,882	1,594	84.7	1,482	50	61	1	1,064	23	20	0
23年度	1,904	1,582	83.1	1,492	48	39	3	1,024	9	29	1
24年度	1,966	1,721	87.5	1,638	33	45	5	957	33	37	1
25年度	2,036	1,711	84.0	1,640	31	40	0	943	25	24	1

□9～10か月児健康診査実施状況

（単位：人）

区分 年度	対象者数	受診者数	受診率（％）	結果通知受理状況							
				総合判定（実数）				今後の指導（延数）			
				問題なし	問題あり	疑い	不明	で受診医療機関実施	区で実施	他機関管理中	その他
21年度	1,826	1,413	77.4	1,343	37	30	3	920	19	13	3
22年度	1,882	1,487	79.0	1,388	47	49	3	990	11	17	0
23年度	1,904	1,490	78.3	1,411	46	29	4	967	17	22	1
24年度	1,966	1,587	80.7	1,507	31	46	3	940	29	28	1
25年度	2,036	1,585	77.8	1,520	36	29	0	915	34	21	0

(3) 1歳6か月児健康診査（母子保健法第12条）

1歳6か月児に対し、身体面、精神発達面の健康診査及び歯科健診を実施し、適切な相談及び指導を行ない、幼児の健全な育成を期している。なお、内科健診は区内医療機関に委託し、歯科健康診査、保健指導、栄養指導、言葉の相談は保健所で実施している。また、健診の結果、異常が疑われる者に対して必要に応じ専門医療機関で精密健康診査を行ない、心理面については心理相談を実施し、必要に応じて経過観察健康診査等を実施している。

歯科健康診査の結果は、12. 歯科保健 [2] 歯科集団指導（P. 135）に掲載。

□1歳6か月児健康診査

(単位:人)

区分 年度	対象者数	委 託 実 績			保 健 指 導		
		内科健診	有所見者数	受診率(%)	精 密	受診者数	受診率(%)
21年度	1,562	1,349	72	86.4	0	1,304	83.5
22年度	1,719	1,424	88	82.8	0	1,360	79.1
23年度	1,756	1,494	101	85.1	0	1,453	82.7
24年度	1,792	1,554	96	86.7	0	1,491	83.2
25年度	1,834	1,579	93	86.1	0	1,507	82.2
池袋	1,314	1,116	61	84.9	0	1,050	79.9
長崎	520	463	32	89.0	0	457	87.9

□1歳6か月児健康診査心理相談の受診状況及び結果(心理相談)

(単位:人)

区分 年度	1歳6か月児 健康診査受診者数	心理 相談 実施 数	相 談 項 目 (延 数)	相 談 項 目 内 訳 (延 数)											
				問 題 な し	精 神 発 達 の 問 題	こ と ば の 問 題	く せ の 問 題	行 動 ・ 性 格 の 問 題	社 会 性 の 問 題	生 活 習 慣 の 問 題	養 育 者 の 問 題	家 庭 ・ 環 境 の 問 題	疾 患 ・ 障 害 の 疑 い	そ の 他	
心 理 相 談	21年度	1,304	80	133	14	9	36	1	35	14	1	10	6	0	7
	22年度	1,360	114	265	24	9	81	6	50	39	7	24	9	0	16
	23年度	1,453	130	265	2	11	82	4	50	44	13	22	14	1	22
	24年度	1,491	131	281	4	13	94	1	44	61	8	20	15	3	18
	25年度	1,507	162	276	2	16	94	4	64	62	3	18	2	2	9
	池袋	1,050	127	203	1	16	73	2	44	49	1	9	1	2	5
長崎	457	35	73	1	0	21	2	20	13	2	9	1	0	4	

□1歳6か月児経過観察健康診査心理相談の受診状況及び結果（心理経過）

（単位：人）

年度	区分	心理経過観察予約者数	心理相談実施数	相談項目（延数）	相談項目内訳（延数）										
					問題なし	精神発達の問題	ことばの問題	くせの問題	行動・性格の問題	社会性の問題	生活習慣の問題	養育者の問題	家庭・環境の問題	疾患・障害の疑い	その他
心理相談	21年度	104	79	158	5	2	51	1	32	45	4	7	5	1	5
	22年度	82	58	123	3	3	27	0	29	18	5	22	7	0	9
	23年度	163	135	194	3	14	52	1	50	33	7	8	6	1	19
	24年度	183	141	244	26	26	45	7	66	24	8	25	8	0	9
	25年度	172	151	253	10	11	53	3	72	56	4	17	10	0	17
		池袋	117	102	135	8	8	19	2	46	22	2	8	7	0
	長崎	55	49	118	2	3	34	1	26	34	2	9	3	0	4

(4) 3歳児健康診査（母子保健法第12条）

3歳児を対象に、健康診査、歯科健康診査、栄養相談、心理相談及びこれらの結果に基づく保健指導を実施している。また、健康診査の結果、異常が疑われる場合は、専門医療機関で必要な精密健康診査を行ない、心理面については、経過観察健康診査等を実施している。

歯科健康診査の結果は、12. 歯科保健 [2] 歯科集団指導（P. 136）に掲載。

□3歳児一般健康診査の受診状況及び結果

（単位：人）

年度	区分	対象者数	受診者数（実数）	受診率（%）	有所見者（実数）
21年度		1,487	1,291	86.8	267
22年度		1,528	1,305	85.4	188
23年度		1,611	1,414	87.8	246
24年度		1,715	1,508	87.9	240
25年度		1,698	1,511	89.0	256
	池袋	1,227	1,092	89.0	210
	長崎	471	419	89.0	46

□3歳児健康診査実施状況

(単位：人)

区分 年度	有所見者数	所見内訳(延数)													蛋白質陽性(再掲)	受診票交付数	精密健康診査数	精密健康診査受診者数
		発育	皮膚	頭部・顔面・口腔	眼	耳鼻咽喉	胸部・腹部	鼠径外陰部	背部四肢	運動	精神	言語	日常習慣	その他				
21年度	267	15	76	1	61	43	30	22	4	0	9	29	15	13	1	75	58	
22年度	188	18	42	0	54	32	7	14	2	1	8	25	13	7	2	63	46	
23年度	246	26	67	0	36	25	13	18	4	3	9	34	9	37	1	38	26	
24年度	240	26	72	1	39	35	10	16	2	3	13	27	15	31	6	53	52	
25年度	256	30	67	1	39	39	15	23	5	4	19	65	9	29	0	52	38	
池袋	210	24	61	1	31	35	9	21	3	3	16	57	7	24	0	47	34	
長崎	46	6	6	0	8	4	6	2	2	1	3	8	2	5	0	5	4	

□3歳児精密健康診査実施状況

(単位：人)

区分 年度	受診票発行数	結果把握率(%)	結果把握数	依頼内容内訳(延数)																											
				内科的				皮膚科的		眼科的		耳鼻科的		外科的		泌尿器科的			整形外科的			精神・言語		その他							
				低身長	心雑音	尿蛋白陽性	蛋白以外の尿の異常	その他	母斑	その他	視力の異常	斜視	その他	聴覚の異常	その他	鼠径ヘルニア	その他	停留嚥丸・移動嚥丸	包茎	その他	X脚	その他の四肢の異常	胸部の異常	その他の	精神発達遅滞	言語発達遅滞	その他				
25年度	52	73.1	38	1	0	0	0	0	0	0	0	11	2	1	13	1	1	0	4	2	0	0	0	0	0	0	0	0	2	1	0

(注) 年度内に結果を把握できた受診票について集計する。受診票発行数とは一致しない。

□3歳児視力精密健康診査実施状況

(単位：人)

区分 年度	視力検診受診者数	精密健康診査受診票発行数	結果把握数(※)	結果把握率(%)	結果内訳(実数)											弱視発見率(%)		
					異常なし	有所見者実数	有所見者内訳(実数)										結果不明・受診中断等	
							弱視あり					弱視なし又は弱視の有無不明						
							不同視弱視	斜視弱視	屈折弱視	その他・種類不明の弱視	斜視(偽内斜視を除く)	屈折異常	その他の疾患					
25年度	1,511	18	14	77.8	4	10	3	0	2	0	2	0	0	3	0	0.3		

(注) 年度内に結果を把握できた受診票について集計する。受診票発行数とは一致しない。

□3歳児聴覚精密健康診査実施状況

(単位：人)

区分 年度	聴覚 検診 受診者 数	精密 健診 受診票 発行 数	結 果 把 握 数 (※)	結 果 把 握 率 (%)	結 果 内 訳 (実 数)									感 音 難 聴 発 見 率 (%)	難 聴 発 見 率 (%)	
					異 常 な し	有 所 見 者 実 数	有 所 見 者 内 訳 (実 数)						結 果 不 明 ・ 受 診 中 断 等			
							感 音 難 聴	滲 出 性 中 耳 炎		言 語 発 達 遅 滞		そ の 他 の 疾 患				
								難 聴 あ り	難 聴 な し 又 は 難 聴 の 有 無 不 明	難 聴 な し 又 は 難 聴 の 有 無 不 明	難 聴 な し 又 は 難 聴 の 有 無 不 明	難 聴 あ り				難 聴 な し 又 は 難 聴 の 有 無 不 明
25年度	1,511	22	14	63.6	6	6	1	0	1	0	0	4	2	0.1	0.1	

(注) 年度内に結果を把握できた受診票について集計する。受診票発行数とは一致しない。

□3歳児健康診査心理相談の受診状況及び結果 (心理相談)

(単位：人)

区分 年度	健康 診査 受診者 数	3 歳 児	心 理 相 談 実 施 数	相 談 項 目 (延 数)	相 談 項 目 内 訳 (延 数)										
					問 題 な し	精 神 発 達 の 問 題	こ と ば の 問 題	く せ の 問 題	行 動 ・ 性 格 の 問 題	社 会 性 の 問 題	生 活 習 慣 の 問 題	養 育 者 の 問 題	家 庭 ・ 環 境 の 問 題	疾 患 ・ 障 害 の 疑 い	そ の 他
心 理 相 談	21年度	1,291	105	207	5	4	41	11	49	40	24	17	6	1	9
	22年度	1,305	111	228	1	8	53	15	52	47	16	12	12	1	11
	23年度	1,414	104	218	4	8	48	7	42	58	14	10	10	0	17
	24年度	1,508	98	271	4	26	55	18	53	63	9	19	11	2	11
	25年度	1,511	112	254	5	11	57	1	63	71	8	23	7	0	8
		池袋	1,092	84	188	5	8	46	1	41	52	7	19	2	0
	長崎	419	28	66	0	3	11	0	22	19	1	4	5	0	1

□3歳児経過観察健康診査心理相談の受診状況及び結果(心理経過)

(単位：人)

年度	区分	心理経過観察予約者数	心理実施数(延数)	相談項目(延数)	相談項目内訳(延数)										
					問題なし	精神発達の問題	ことばの問題	くせの問題	行動・性格の問題	社会性の問題	生活習慣の問題	養育者の問題	家庭・環境の問題	疾患・障害の疑い	その他
心理経過	21年度	81	63	138	3	7	34	3	24	40	2	13	9	0	3
	22年度	109	81	145	4	8	38	1	20	43	4	13	6	1	7
	23年度	71	61	114	1	4	31	2	17	39	1	7	4	0	8
	24年度	65	53	144	1	14	31	4	28	38	6	10	6	0	6
	25年度	51	45	104	2	8	23	0	23	35	4	6	0	0	3
		池袋	32	28	65	1	8	16	0	10	23	1	4	0	0
	長崎	19	17	39	1	0	7	0	13	12	3	2	0	0	1

(5) 乳幼児経過観察(母子保健法第13条)

3~4か月児健診等の結果、経過観察の必要な乳幼児を対象として、小児科医師による経過観察健診を実施し、乳幼児の健全な育成と異常の早期発見に努めている。

年度	区分	回数(回)	延人数(人)
21年度		24	138
22年度		24	176
23年度		24	153
24年度		24	178
25年度		24	142
	池袋	12	121
	長崎	12	21

[10] 妊娠高血圧症候群等医療費助成（豊島区妊娠高血圧症候群等医療費助成実施要綱）

妊婦が妊娠高血圧症候群あるいは糖尿病等になり患すると、未熟児や障害児発生の要因になるなど出生児への影響が著しいばかりでなく、母体の生命にも直接係わるので、早期に適切な処置が受けられるよう医療費の助成を実施している。

（単位：人）

年度	区分	助成実人数
21年度		2
22年度		2
23年度		6
24年度		0
25年度		4

[11] 未熟児養育医療給付（母子保健法第20条）

未熟児は、正常の新生児に比べて生理的に異常のあるケースが多く、また疾病にもかかりやすく、かつ障害児の発生率も高いとされている。そこで、必要な場合には指定の医療機関において、すみやかに適切な処置を講じられるよう、養育医療給付事業を実施している。

なお、対象となる未熟児とは、出生時体重が2,000グラム以下、又は生活力が特に弱い児である。

（単位：人）

年度	区分	給付延人数
21年度		85
22年度		129
23年度		125
24年度		143
25年度		128

[12] 自立支援医療（育成医療）（障害者自立支援法第58条）・療育給付（児童福祉法第20条、第21条の9）

障害者自立支援法の規定に基づき、身体に障害がある年少者に対して自立支援医療（育成医療）を、また、児童福祉法の規定に基づき、骨関節結核又はその他の結核に患している年少者に対して療育給付を実施している。

（単位：件）

年度	区分	育成医療申請件数	療育給付申請件数
21年度		14	0
22年度		11	1
23年度		13	0
24年度		12	0
25年度		16	0

[13] 育児相談（母子保健法第9条）

池袋保健所管内5か所・長崎健康相談所管内2か所にて区の施設等を会場とし、保健指導・栄養指導及び、歯科相談を実施している。

□実施場所

池袋保健所管内	長崎健康相談所管内
①池袋保健所 ②区民ひろば清和第二 ③区民ひろば駒込 ④区民ひろば西池袋 ⑤区民ひろば高南第二	①長崎健康相談所 ②地域区民ひろば課要町地区分室

□育児相談

年度 \ 区分	回数 (回)	利用者数 (人)
21年度	73	1,858
22年度	62	1,462
23年度	63	1,604
24年度	65	1,758
25年度	64	1,703
池袋	40	783
長崎	24	920

[14] 普及啓発・健康教育（母子保健法第9条）

(1) 子ども事故予防センター

子どもの死亡原因の上位を占める「不慮の事故」を減少させるために、「子ども事故予防センター」を開設し、パネル展示や事故予防に関する資料をそろえ、普及啓発活動を行なっている。また、区内の保育園、児童館等へ人工呼吸・心臓マッサージの心肺蘇生訓練用人形の貸出を行なっている。

□ 来所者状況

(単位：人)

区 分 年 度	来 所	内 訳								
		児 3 健 3 康 4 診 か 査 月	健 1 康 6 診 か 査 月 児	健 3 康 歳 診 査 児	両 母 親 親 学 学 級 級	歯 乳 科 幼 相 児 談 児	保 区 護 内 者 外	行 政 機 関	・ 教 育 関 係 生 者	・ マ ス コ ミ (新 聞 雑 誌 等)
21年度	5,918	1,255	918	913	983	1,657	56	2	134	0
22年度	6,225	1,267	950	914	982	1,850	84	6	171	1
23年度	7,012	1,325	1,032	1,039	1,150	2,083	96	108	178	1
24年度	6,962	1,364	1,064	1,095	1,150	2,075	110	28	75	1
25年度	6,857	1,372	1,050	1,092	1,157	1,996	47	4	130	9

□心肺蘇生訓練状況

区 分 年 度	回数(回)	人数(人)
21年度	6	104
22年度	5	107
23年度	8	104
24年度	5	69
25年度	7	119
池 袋	2	44
長 崎	5	75

(2) 母乳教室

母乳で育てたいと考えている母親を支援するため、母乳教室と卒乳教室を実施している。

□母乳・卒乳教室

年度	区分	母乳教室		卒乳教室	
		回数(回)	人数(人)	回数(回)	人数(人)
21年度		23	113	17	86
22年度		24	106	18	108
23年度		22	106	14	95
24年度		22	111	14	101
25年度		22	94	14	108
	池袋	10	61	2	48
	長崎	12	33	12	60

(3) 子育て講演会

子育て中の悩み解決に向け、保護者の要望に応じた講演会を長崎健康相談所で実施している。

25年度のテーマ：「子どもにさせて良いガマン・悪いガマン」

「トイレトレーニングとおねしょ」

年度	区分	回数(回)	延人数(人)
21年度		2	40
22年度		2	19
23年度		2	21
24年度		2	34
25年度		2	64

(4) 離乳食講習会等

13. 栄養指導[1]一般栄養指導 (2) 集団栄養指導 (P.139) を参照

[15] 親子遊び教室

ことばの遅れや発達のアンバランスなどの主訴のある幼児と保護者を対象に、親子遊びをとおして集団活動を体験する機会を提供し、心理職や作業療法士(OT)のアドバイスを受けながら保護者の見への関わり方などを支援している。

□親子遊び教室心理相談の実施状況および結果

(単位：人)

年度	参加者(対象児)		相談項目内訳(延数)				OT 指導数	終了者	西部子ども 家庭支援セ ンター紹介
	実人数	延人数	精神発達	運動発達	関わり方	その他			
23年度	36	73	35	7	10	0			
24年度	27	79	29	5	11	1			
25年度	39	98	88	10	21	4	33	26	17

(注) 23年度より、西部子ども家庭支援センター(OT、支援ワーカー)と共同事業にて、月1回池袋保健所にて実施。

[16] 自主グループの支援

年度	区分	カモメの会		ツインスマイル			
		回数 (回)	参加者数(人)		回数 (回)	参加者数(人)	
			親	子		親	子
21年度		1	13	13	2	20	29
22年度		0	0	0	2	29	42
23年度		1	12	7	2	14	21
24年度		0	0	0	2	30	26
25年度		0	0	0	2	35	47

(注) カモメの会(ダウン症の親子の会)は、中高校生に達しているため、新規はトライアングル(西部子ども家庭支援センター自主グループ)を紹介している。ツインスマイルは、多胎児の親子の会。

[17] 児童虐待防止に関する取り組み

母子保健事業においては、児の健全な育児支援と同時に、虐待の未然防止への啓発を行なっている。また、虐待ハイリスク者への支援として小集団指導や虐待相談としても個別対応している。

(1) グループミーティング

池袋保健所では平成16年度、長崎健康相談所では平成18年度から、出産後の母親を対象に「育児を一人で抱え込まないで」をメッセージとして、保育体制を設け、子どもと離れた環境の下でグループミーティングを実施している。

年度	区分	池袋保健所		長崎健康相談所			
		ママリフレッシュ		おかあさんのお休み時間		子育て講座	
		実施回数 (回)	参加者数 (人)	実施回数 (回)	参加者数 (人)	実施回数 (回)	参加者数 (人)
21年度		12	71	12	52	4	123
22年度		11	64	12	68	4	114
23年度				12	78	4	154
24年度				12	79	4	173
25年度				12	77	4	156

(注1) ママリフレッシュ・おかあさんのお休み時間…グループミーティングの名称。

(注2) 池袋保健所は22年度に事業を終了した。

(2) 虐待相談

養育環境の課題(機能不全家族、保護者の育児能力が低い、精神疾患等を抱えているにもかかわらず適切な治療を受けていないなど)や育て難さがある乳幼児など、他機関から連絡を受け虐待相談として対応している。また、乳幼児健診や育児相談などの場面にて、保護者自身や家族から相談を受け、他機関と連携するなどして個別対応・支援を行なっている。

□虐待相談経路

(単位：人)

年度	区分	子どもの権利担当	児童相談所	子育て支援課	保育園	小学校	中学校	本人・家族	近隣	病院	警察	保健所健診等	その他	合計
	21年度		22	2	0	0	0	0		3	6	0	5	8
22年度		33	6	0	4	0	0	14	1	9	1	3	6	77
23年度		32	8	5	1	0	0	11	0	10	1	11	12	91
24年度		21	4	4	0	0	0	9	1	9	1	14	8	71
25年度		38	3	3	0	1	1	6	3	8	0	21	9	93
	池袋	29	3	3	0	1	1	6	3	7	0	17	7	77
	長崎	9	0	0	0	0	0	0	0	1	0	4	2	16

□主な虐待者（疑い含む）

(単位：人)

年度	区分	実母	実父	継母等	継父等	施設職員	祖父母	その他	合計
21年度		39	16	0	0	0	0	4	59
22年度		70	16	0	1	0	1	7	95
23年度		81	29	0	0	0	1	2	113
24年度		65	27	0	2	0	2	4	100
25年度		78	29	0	0	0	0	9	116
	池袋	67	23	0	0	0	0	6	96
	長崎	11	6	0	0	0	0	3	20

(注) 相談1件に対して、複数回答あり。その他に不明含む。

□被虐待者の年齢

(単位：人)

年度	区分	胎児	0歳	1～2歳	3～6歳	小学生	中学生	高校生	不明	合計
21年度			33		4	8	0	0		45
22年度		4	35		19	15	3	1		77
23年度		11	22	27	16	13	1	1	0	91
24年度		12	19	13	17	8	2	1	1	71
25年度		18	24	18	21	11	0	1	0	93
	池袋	17	20	14	14	11	0	1	0	77
	長崎	1	4	4	7	0	0	0	0	16

□虐待の種類

(単位：人)

区分 年度	ネグレクト	身体的	心理的	性的	その他	合計
21年度	15	16	8	0	17	56
22年度	39	18	18	0	23	98
23年度	25	47	18	1	24	115
24年度	26	17	6	2	27	78
25年度	34	36	16	1	28	115
池袋	30	30	13	1	22	96
長崎	4	6	3	0	6	19

(注) 相談1件に対して、複数回答あり。